



令和8年8月26日

福生市 定例記者会見資料

資料 3-3

～都内 26 市で最も高い助成上限額へ～

「特定不妊治療費」への助成を拡大します！

福生市では、令和8年4月以降に治療を開始した方に対し、助成対象を保険適用の特定不妊治療における自己負担分にも拡充するとともに、助成上限額を5万円から10万円に増額します。子どもを産み育てたい方の不妊治療に係る経済的負担を軽減することで、先進医療を含めた治療の選択肢を拡げられ、より安心して特定不妊治療に臨めるよう支援します。

望む人誰もが、安心して治療に臨める環境をつくります！

■不妊治療費の助成拡大の背景

現在、4.4組に1組の夫婦が不妊の検査や治療を受けていますが、治療の高度化により、先進医療の併用を希望する方が増加傾向にあることから、不妊治療に係る費用は依然として大きな負担となっています。そのため、若い世代ほど経済面への懸念から治療自体や治療内容の選択をためらう傾向にあります。また、治療の開始時年齢により、保険適用で治療を受けられる回数には制限があります。

子どもを望む方が、限られた治療回数の中で希望する治療を安心して十分に受けられるよう、東京都の助成対象拡充に合わせ、福生市も経済的支援を更に拡大します！

■助成の内容

保険適用の特定不妊治療費および先進医療費として自己負担した額から、東京都不妊治療費助成額（上限額15万円）を差し引いた額に対し、上限額10万円を助成します。

【対象範囲】 特定不妊治療費および先進医療費として自己負担した額（特定不妊治療費分を拡充）

【上限額】 10万円（5万円から増額）

【対象者】 令和8年4月以降に保険適用の特定不妊治療を開始し、東京都の不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けた市民

【受付開始】 10月1日（木）

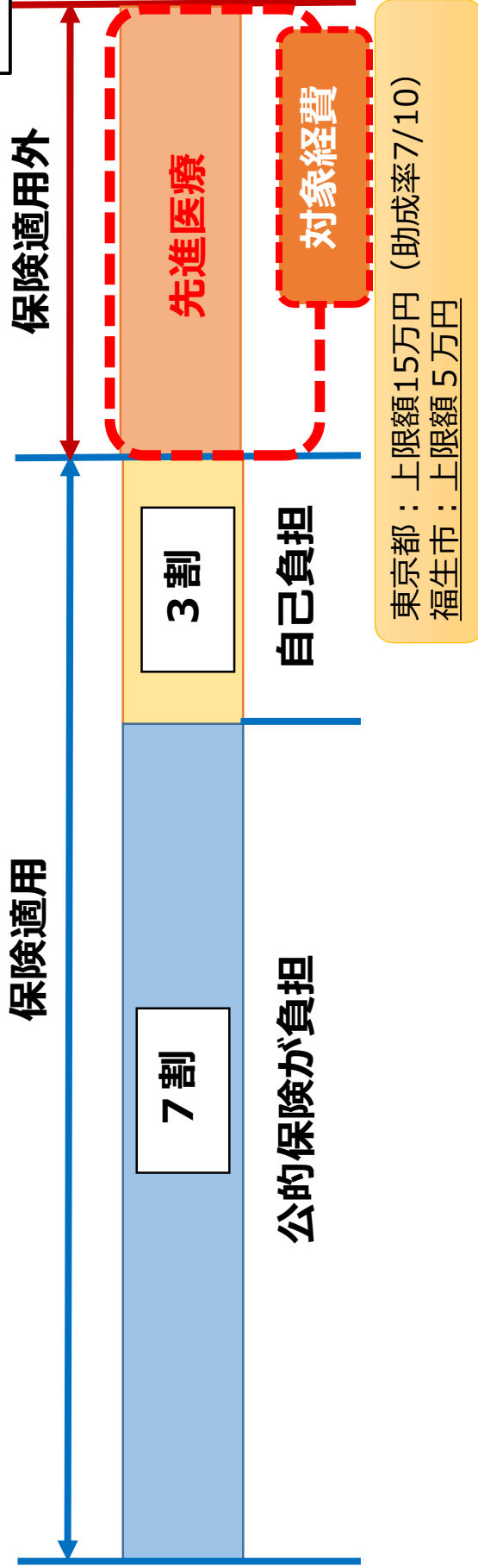
【問合せ】 こども家庭センター課母子保健係 Tel042-552-0312



特定不妊治療助成金の対象経費等について

別紙

【改正前】
～R8.3.31
治療開始



【改正後】
R8.4.1～
治療開始

